

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 令和7年4月の民間給与との比較等に基づく改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

- ア 現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。
- イ 教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である教育職員の給料月額は、それぞれの給料表の額に次表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表(2)	3級	11,500円
	4級	3,800円
教育職給料表(3)	3級	11,500円
	4級	4,000円

(2) 諸手当

ア 地域手当

3級地の支給割合を「100分の7」に、4級地の支給割合を「100分の6」に、5級地の支給割合を「100分の4」とすること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,600円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ8,400円、33,750円、11,550円）とすること。

ウ 初任給調整手当

- (7) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。

- (イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を52,100円とすること。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

イ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額を超えないこととすること。

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等のための改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 地域手当

支給地域及び支給割合を次表のとおり改定すること。

区 分	支給地域	支給割合
1 級地	東京都の特別区	100分の20
2 級地	京都市	100分の9.4
3 級地	2 級地以外の府内の地域	100分の 8

(2) 通勤手当

- (ア) 自転車以外の交通の用具を使用することを常例としている職員の交通用具使用者に対する通勤手当について、通勤距離が片道 3 キロメートル以上であるときは、1 キロメートルごとに2,600円に620円を加算した額が66,400円を超えるときは、66,400円とすること。
- (イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000 円を超えない範囲内で1 か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- (ウ) 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

第 3 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、第 1 の 1 の (2) のエ及び 2 の (2) については令和 7 年 6 月 1 日から、第 1 の 1 の (1) のイについては令和 8 年 1 月 1 日から、第 2 及び第 3 の 2 については令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

2 地域手当の支給割合の特例措置

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給地域及び支給割合については、第 2 の 1 (1) の表中

「

3 級地	2 級地以外の府内の地域	100分の 8
------	--------------	---------

」

とあるのは、

「

3 級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、	100分の 8
------	-------------------------------------	---------

」

	乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	
4 級地	2 級地及び 3 級地以外の府内の地域	100分の 7

とすること。

- (2) 令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間における地域手当の支給地域及び支給割合については、第 2 の 1 (1) の表中

「

3 級地	2 級地以外の府内の地域	100分の 8
------	--------------	---------

」

とあるのは、

「

3 級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の 8
4 級地	2 級地及び 3 級地以外の府内の地域	100分の 8 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

」

とすること。